

受付番号	/	受付月日	5 月 3 / 日
		午前・午後	/ 時 00 分

東郷町議会議長 加藤 啓二 殿

東郷町議会議員

議席番号 1 番 氏名 加藤 宏明

議 案 質 疑 通 告 書

平成 25 年第 2 回東郷町議会定例会に提出されている議案の次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 1 - 1

議案番号	質 問 要 旨
議案第 41 号	1 東郷町自治基本条例の制定について (1) 概念について ア 策定した経緯は何か、策定した理由は何か。 イ 条例を制定すると、本町はどのように変わるのか。 ウ 本町の当条例の特徴はどこにあるのか。 エ 町民を参画させた経緯や得られた効果は何か。 オ 当条例を制定した場合は、どのような形でこの条例を町民に周知するのか。 (2) 条文の内容について ア 第 3 条（条例の位置付け）において「まちの憲法」や「最高規範」とせず、「最も重視する条例」とした理由は何か。 イ 第 13 条第 3 項に「総合計画」に関する記述があるが、総合計画を策定する規定を置いた理由は何か。 ウ 第 17 条の（検証及び見直し）について、「5 年を超えない期間ごと」とあるが、期間を「3 年ごと」「5 年ごと」にしなかった理由はなにか。

（注）要旨は、具体的に記載すること。